

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則【都市戦略局指導部建築審査課】 5
- 北九州市職員退職手当支給条例施行規則及び北九州市旅費条例施行規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部給与課】 6
- 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部給与課】 11

◇ 告 示

- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】 12
- 道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】 13
- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】 14
- 道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】 15
- 道路の区域決定【都市整備局道路部管理課】 16
- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】 17
- 道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】 27
- 指定公金事務取扱者の指定（2件）【都市ブランド創造局文学館事務局】 31
- 指定公金事務取扱者の指定（2件）【総務市民局平和のまちミュージアム事務局】 33

◇ 公 告

○ 北九州市立地適正化計画の変更【都市戦略局計画部都市計画課】	3 5
○ 都市公園の区域変更【都市整備局河川公園部公園管理課】	3 6
◇ 児童相談所訓令	
○ 北九州市児童相談所次長専決規程の一部を改正する訓令【子ども家庭局子ども総合センター】	3 7
◇ 上下水道局	
○ 北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	3 8
○ 北九州市上下水道局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	4 0
○ 北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	4 1
○ 北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	4 2
○ 特定調達契約の落札者の決定【上下水道局下水道部施設課】	4 3
◇ 交 通 局	
○ 北九州市交通局事務専決規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	4 4
○ 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	4 5
○ 北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	5 0
○ 北九州市交通局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	5 2
○ 北九州市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	5 4
◇ 公営競技局	
○ 北九州市公営競技局職員就業規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】	5 8

- 北九州市公営競技局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】 60

◇ 人事委員会

- 勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する等の規則【行政委員会事務局調査課】 61
- 北九州市職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 72
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 76

◇ 訂 正

- 第5734号の訂正【教育委員会中央図書館運営企画課】 77

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法の一部改正に伴い、指定確認検査機関が認定又は確認を行った場合における、建築主等の変更等に係る規定を改めることにしました。

この規則は、令和7年3月31日から施行することにしました。

◇北九州市職員退職手当支給条例施行規則及び北九州市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立の幼稚園を廃止することに伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

◇失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

北九州市職員退職手当支給条例の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 1 8 号

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

北九州市建築基準法施行細則（昭和 4 6 年北九州市規則第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条本文中「次条第 1 項」を「次条」に改め、同条ただし書中「法第 6 条の 2 第 1 項（法第 8 7 条第 1 項、第 8 7 条の 4 並びに第 8 8 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。次条第 2 項、第 7 条の 4 及び第 7 条の 5 において同じ。）の規定により」を削り、「（次条第 2 項、第 7 条の 4 及び第 7 条の 5 において」を「（以下」に改める。

第 7 条の 2 第 2 項前段中「法第 6 条の 2 第 1 項の規定により確認」を「許可等」に改める。

第 7 条の 3 本文中「受けた建築物等」の次に「（指定確認検査機関の認定を受けた建築物等を除く。）」を加え、同条ただし書中「市長」の次に「又は建築主事」を加え、「次条において同じ。」を削る。

第 7 条の 4 本文中「工事完了前に」の次に「施行規則第 3 条の 2 各項に規定する軽微な変更又は前条ただし書の」を加え、同条ただし書中「法第 6 条の 2 第 1 項の規定により」を削り、「確認を」を「許可等を」に改める。

第 7 条の 5 ただし書中「第 6 条の 2 第 1 項」の次に「（法第 8 7 条第 1 項、第 8 7 条の 4 並びに第 8 8 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）」を加える。

第 7 条の 6 第 2 項中「第 7 条の 2（第 1 項第 1 号を除く。）」を「第 7 条の 2 第 1 項（第 1 号を除く。）」に、「前 3 条」を「前 2 条」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 法第 1 8 条第 4 項（法第 8 7 条第 1 項、第 8 7 条の 4 並びに第 8 8 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付を受けた者については、第 7 条の 2（第 1 項第 1 号を除く。）の規定を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市職員退職手当支給条例施行規則及び北九州市旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 1 9 号

北九州市職員退職手当支給条例施行規則及び北九州市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

(北九州市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第 1 条 北九州市職員退職手当支給条例施行規則 (昭和 3 8 年北九州市規則第 2 2 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条前段中「エ」を「オ」に改める。

別表のエの表中「以後の基礎在職期間」を「から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間の基礎在職期間」に改め、同表の第 1 号区分の項中「以後適用されている給与条例 (以下「令和 5 年 4 月以後の給与条例」を「から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間において適用されていた給与条例 (以下「令和 5 年 4 月以後令和 7 年 3 月以前の給与条例」に改め、同表の第 2 号区分の項から第 8 号区分の項までの規定中「令和 5 年 4 月以後の給与条例」を「令和 5 年 4 月以後令和 7 年 3 月以前の給与条例」に改め、同表の次に次の 1 表を加える。

オ 令和 7 年 4 月 1 日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第 1 号区分	令和 7 年 4 月 1 日以後適用されている給与条例 (以下「令和 7 年 4 月以後の給与条例」という。) の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表の 7 号給の給料月額以上の給料月額を受けていたもの
第 2 号区分	(1) 公営企業の管理者 (2) 令和 7 年 4 月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの (3) 令和 7 年 4 月以後の給与条例の消防職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの (4) 令和 7 年 4 月以後の給与条例の医療職給料表 (

	<p>1) の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 令和7年4月以後の給与条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表の6号給の給料月額を受けていたもの</p>
第3号区分	<p>令和7年4月以後の給与条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表の5号給の給料月額を受けていたもの</p>
第4号区分	<p>(1) 令和7年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 令和7年4月以後の給与条例の消防職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(3) 令和7年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(4) 令和7年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 令和7年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(6) 令和7年4月以後の給与条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表の4号給の給料月額を受けていたもの</p>
第5号区分	<p>(1) 令和7年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p>

	<p>(2) 令和7年4月以後の給与条例の消防職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(3) 令和7年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 令和7年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(5) 令和7年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者で職制上の段階の医事職の3等級に分類された職を占めていたもの</p> <p>(6) 令和7年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(7) 令和7年4月以後の給与条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表の3号給の給料月額を受けていたもの</p>
第6号区分	<p>(1) 令和7年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 令和7年4月以後の給与条例の消防職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(3) 令和7年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が特2級であったもの</p> <p>(4) 令和7年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であ</p>

	<p>ったもの</p> <p>(5) 令和7年4月以後の給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者で職制上の段階の医事職の2等級に分類された職を占めていたもの</p> <p>(6) 令和7年4月以後の給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(7) 令和7年4月以後の給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(8) 令和7年4月以後の給与条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表の2号給の給料月額を受けていたもの</p>
第7号区分	<p>(1) 令和7年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 令和7年4月以後の給与条例の消防職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 令和7年4月以後の給与条例の教育職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(4) 令和7年4月以後の給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者で職制上の段階の医事職の1等級に分類された職を占めていたもの</p> <p>(5) 令和7年4月以後の給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(6) 令和7年4月以後の給与条例の医療職給料表（</p>

	3) の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第8号区分	<p>(1) 令和7年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(2) 令和7年4月以後の給与条例の消防職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(3) 令和7年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(4) 令和7年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの</p> <p>(5) 令和7年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(6) 令和7年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p>
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

(北九州市旅費条例施行規則の一部改正)

第2条 北九州市旅費条例施行規則(昭和38年北九州市規則第121号)の一部を次のように改正する。

別表第2の教育職給料表(2)級別基準職務表の欄を削る。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 0 号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（昭和 4 4 年北九州市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 第 2 号中「就業手当又は」を削る。

第 1 3 条第 1 項中「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（第 1 3 号様式）に、同項第 1 号ロ」を「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号」に改める。

第 1 4 条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる退職手当に応じ、当該各号に定める」を「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同条第 1 号及び第 2 号を削る。

第 1 3 号様式を次のように改める。

第 1 3 号様式 削除

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市告示第 95 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 31 日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
199	199号	前	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで	5.3 ～ 85.5	46,851.0
		後	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで	5.3 ～ 85.5	46,933.1
322	322号	前	北九州市小倉北区片野四丁目196番地先から 北九州市小倉南区大字呼野34番1地先まで	6.7 ～ 65.6	26,138.2
		後	北九州市小倉北区片野四丁目196番地先から 北九州市小倉南区大字呼野34番1地先まで	6.7 ～ 65.6	26,138.2

北九州市告示第 96 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 7 年 3 月 31 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 31 日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
199	199号	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで
322	322号	北九州市小倉北区片野四丁目196番地先から 北九州市小倉南区大字呼野34番1地先まで

北九州市告示第 97 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 31 日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
278	払川折尾線	前	北九州市若松区大字払川 691 番地先から 北九州市八幡西区折尾一丁目 1596 番 4 地先まで	2.9 ～ 35.8	5,012.0
		後	北九州市若松区大字払川 691 番地先から 北九州市八幡西区折尾一丁目 1596 番 4 地先まで	2.9 ～ 35.8	5,010.0

北九州市告示第 98 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 7 年 3 月 31 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 31 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
278	払川折尾線	北九州市若松区大字払川 691 番地先から 北九州市八幡西区折尾一丁目 1596 番 4 地先まで

北九州市告示第 99 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 31 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
6312	上石田 30号 線	小倉南区上石田二丁目477 番1091地先から 小倉南区上石田二丁目477 番1087地先まで	6.0 ～ 6.1	42.6
6319	日の出 町11 号線	小倉南区日の出町一丁目50 番21地先から 小倉南区日の出町一丁目50 番24地先まで	5.0	48.5

北九州市告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
1135	青葉3号線	前	小倉北区青葉二丁目4番2地先から 小倉北区青葉二丁目301番地先まで	6.0 ～ 8.1	134.3
		後	小倉北区青葉二丁目4番2地先から 小倉北区青葉二丁目301番地先まで	5.9 ～ 7.6	134.3
1136	青葉4号線	前	小倉北区大門橋通1番1地先から 小倉北区青葉二丁目217番1地先まで	8.0 ～ 9.6	297.5
		後	小倉北区青葉二丁目1番1地先から 小倉北区青葉二丁目217番1地先まで	8.0 ～ 10.0	299.8
1192	泉台4号線	前	小倉北区泉台一丁目2544番6地先から 小倉北区泉台一丁目816番地先まで	6.5 ～ 11.6	355.4

		後	小倉北区泉台一丁目254 4番6地先から 小倉北区泉台一丁目816 番1地先まで	7.0 ～ 13.0	361.7
1444	神岳2 号線	前	小倉北区神岳一丁目10番 79地先から 小倉北区神岳一丁目三萩野 三丁目まで	3.6 ～ 13.5	311.1
		後	小倉北区神岳一丁目10番 79地先から 小倉北区神岳一丁目神岳歩 道橋まで	10.0 ～ 10.2	312.3
1649	清水3 3号線	前	小倉北区清水五丁目253 1番86地先から 小倉北区清水五丁目253 0番32地先まで	3.5 ～ 5.5	150.6
		後	小倉北区清水五丁目253 1番86地先から 小倉北区清水五丁目253 0番32地先まで	3.5 ～ 4.3	145.5
1724	熊本8 号線	前	小倉北区熊本三丁目127 0番1地先から 小倉北区熊本三丁目135 4番2地先まで	0.8 ～ 6.3	242.2
		後	小倉北区熊本三丁目127 0番1地先から 小倉北区熊本三丁目135 4番2地先まで	0.8 ～ 6.5	242.8
1725	熊本9 号線	前	小倉北区熊本三丁目127 9番地先から 小倉北区熊本三丁目128 4番地先まで	1.8	30.4

		後	小倉北区熊本三丁目127 9番7地先から 小倉北区熊本三丁目128 4番3地先まで	6.0 ～ 6.1	31.0
1999	皿山町 3号線	前	小倉北区皿山町2485番 2地先から 小倉北区皿山町2551番 5地先まで	3.9 ～ 5.6	319.9
		後	小倉北区皿山町2485番 2地先から 小倉北区皿山町2551番 5地先まで	3.9 ～ 5.6	313.3
2003	皿山町 7号線	前	小倉北区皿山町2571番 1地先から 小倉北区皿山町2569番 39地先まで	4.9 ～ 10.9	272.9
		後	小倉北区皿山町1番地先か ら 小倉北区皿山町2569番 39地先まで	4.9 ～ 12.3	263.2
2740	東港5 号線	前	小倉北区東港二丁目4番3 地先から 小倉北区東港二丁目4番3 地先まで	7.6 ～ 9.9	119.9
		後	小倉北区東港二丁目4番3 地先から 小倉北区東港二丁目4番1 3地先まで	13.1 ～ 14.6	118.0
3106	皿山町 14号 線	前	小倉北区皿山町1番地先か ら 小倉北区皿山町1948番 地先まで	11.0 ～ 14.0	299.9

		後	小倉北区皿山町1番地先から 小倉北区皿山町1948番地先まで	11.0 ～ 14.0	297.9
1297	上吉田 10号線	前	小倉南区上吉田五丁目30 8番1地先から 小倉南区上吉田二丁目58 7番1地先まで	2.0 ～ 10.1	334.1
		後	小倉南区上吉田五丁目30 8番1地先から 小倉南区上吉田二丁目58 7番1地先まで	2.0 ～ 10.1	334.1
4505	星和台 上石田 1号線	前	小倉南区星和台二丁目47 7番766地先から 小倉南区上石田二丁目47 7番785地先まで	6.0 ～ 11.2	196.2
		後	小倉南区星和台二丁目47 7番766地先から 小倉南区上石田二丁目47 7番785地先まで	6.0 ～ 6.3	196.1
777	本城5 号線	前	八幡西区御開四丁目396 4番4地先から 八幡西区本城学研台二丁目 21番108地先まで	7.2 ～ 10.1	1,262.8
		後	八幡西区御開四丁目396 4番5地先から 八幡西区本城学研台二丁目 21番108地先まで	7.2 ～ 10.1	1,262.8
778	本城6 号線	前	八幡西区御開三丁目396 3番5地先から 八幡西区御開三丁目398 7番地先まで	8.2 ～ 21.1	546.3

		後	八幡西区御開三丁目 3 9 6 3 番 5 地先から 八幡西区御開三丁目 3 9 8 7 番地先まで	8.3 ～ 21.1	545.9
7 7 9	本城 7 号線	前	八幡西区大字本城 2 6 3 8 番 1 3 地先から 八幡西区大字本城 3 4 9 0 番 1 地先まで	3.7 ～ 8.4	619.7
		後	八幡西区御開一丁目 2 6 0 6 番 7 地先から 八幡西区御開一丁目 3 4 9 0 番 1 地先まで	3.7 ～ 8.4	620.2
2 4 8 1	北鷹見 町 2 号 線	前	八幡西区北鷹見町 5 1 3 番 1 5 地先から 八幡西区北鷹見町 5 1 9 番 2 地先まで	4.0 ～ 6.1	63.0
		後	八幡西区北鷹見町 5 1 3 番 1 5 地先から 八幡西区北鷹見町 5 1 9 番 2 地先まで	4.0 ～ 6.1	66.0
4 9 3 5	本城 6 5 号線	前	八幡西区大字本城 3 9 6 7 番 1 地先から 八幡西区大字本城 4 0 2 3 番 1 地先まで	3.5 ～ 9.4	505.8
		後	八幡西区御開四丁目 3 9 6 7 番 3 地先から 八幡西区御開三丁目 4 0 1 0 番 8 0 地先まで	3.5 ～ 9.4	505.7
4 9 4 2	本城 7 2 号線	前	八幡西区大字本城 3 9 6 0 番 1 地先から 八幡西区御開四丁目 3 8 9 7 番 1 地先まで	5.1 ～ 6.5	474.9

		後	八幡西区御開四丁目 3 9 4 5 番 1 8 地先から 八幡西区御開四丁目 3 8 9 7 番 1 地先まで	5.1 ～ 7.5	505.5
4 9 5 0	本城 8 0 号線	前	八幡西区大字本城 3 4 2 2 番 4 地先から 八幡西区大字本城 3 6 1 0 番 3 地先まで	5.6 ～ 6.3	384.3
		後	八幡西区大字本城 3 4 2 2 番 4 地先から 八幡西区御開四丁目 3 6 1 0 番 3 地先まで	5.6 ～ 6.3	384.8
4 9 5 1	本城 8 1 号線	前	八幡西区大字本城 3 4 5 3 番 1 地先から 八幡西区大字本城 2 7 0 4 番 1 地先まで	5.6 ～ 8.1	395.7
		後	八幡西区大字本城 3 4 5 2 番 2 地先から 八幡西区大字本城 2 7 0 4 番 1 地先まで	5.6 ～ 8.3	396.0
4 9 5 4	本城 8 4 号線	前	八幡西区大字本城 3 6 3 2 番地先から 八幡西区大字本城 3 9 6 2 番 1 地先まで	6.7 ～ 7.7	93.7
		後	八幡西区御開三丁目 3 6 3 2 番 1 地先から 八幡西区御開三丁目 3 9 6 1 番 1 2 地先まで	6.7 ～ 7.7	93.1
4 9 5 6	本城 8 6 号線	前	八幡西区大字本城 3 5 9 5 番 4 地先から 八幡西区大字本城 3 6 2 8 番 2 地先まで	5.0	187.8

		後	八幡西区御開三丁目 3 5 9 5 番 4 地先から 八幡西区御開三丁目 3 6 2 8 番 2 地先まで	5.0 ～ 5.1	187.4
4 9 5 7	本城 8 7 号線	前	八幡西区大字本城 3 4 6 0 番 1 地先から 八幡西区大字本城 3 5 9 2 番 1 地先まで	4.2 ～ 7.1	278.2
		後	八幡西区御開三丁目 3 4 6 0 番 1 地先から 八幡西区御開三丁目 3 5 9 2 番 5 地先まで	4.2 ～ 7.1	278.4
4 9 6 0	本城 9 0 号線	前	八幡西区大字本城 3 4 8 5 番 1 地先から 八幡西区大字本城 3 4 7 5 番 1 地先まで	2.3 ～ 2.9	141.6
		後	八幡西区御開三丁目 3 4 8 5 番 1 地先から 八幡西区御開三丁目 3 4 7 5 番 1 地先まで	2.3 ～ 2.9	141.7
4 9 6 1	本城 9 1 号線	前	八幡西区大字本城 3 4 7 6 番 6 地先から 八幡西区大字本城 3 4 7 5 番 1 地先まで	4.9 ～ 5.0	15.7
		後	八幡西区御開三丁目 3 4 7 6 番 6 地先から 八幡西区御開三丁目 3 4 7 5 番 1 地先まで	4.9 ～ 5.0	15.6
4 9 6 2	本城 9 2 号線	前	八幡西区大字本城 3 4 7 5 番 2 地先から 八幡西区御開三丁目 3 4 7 3 番 9 地先まで	3.3 ～ 4.1	85.1

		後	八幡西区御開三丁目 3 4 7 5 番 2 地先から 八幡西区御開三丁目 3 4 7 3 番 9 地先まで	3.3 ～ 4.1	83.7
4 9 9 1	本城 1 2 1 号 線	前	八幡西区大字本城 1 9 2 5 番 1 地先から 八幡西区大字本城 1 8 9 2 番 1 地先まで	1.0 ～ 2.2	87.6
		後	八幡西区大字本城 1 9 2 5 番 1 地先から 八幡西区大字本城 1 8 9 2 番 1 地先まで	1.0 ～ 2.2	88.1
5 0 1 1	本城 1 4 1 号 線	前	八幡西区大字本城 2 6 0 4 番 1 地先から 八幡西区大字本城 3 4 9 3 番 4 地先まで	2.2 ～ 3.8	345.8
		後	八幡西区御開一丁目 2 6 0 4 番 1 地先から 八幡西区御開一丁目 3 4 9 3 番 4 地先まで	2.2 ～ 3.8	346.2
5 0 1 6	本城 1 4 6 号 線	前	八幡西区大字本城 2 6 3 5 番 1 地先から 八幡西区大字本城 2 6 3 8 番 1 3 地先まで	4.0 ～ 5.2	29.5
		後	八幡西区御開一丁目 2 6 3 5 番 1 地先から 八幡西区御開一丁目 2 6 0 6 番 7 地先まで	4.5 ～ 5.0	29.4
5 9 4 1	本城 1 7 1 号 線	前	八幡西区大字本城 2 6 0 5 番 3 地先から 八幡西区大字本城 2 5 6 4 番 3 地先まで	6.0 ～ 12.3	670.5

		後	八幡西区御開一丁目 2 6 0 5 番 3 地先から 八幡西区御開一丁目 2 5 6 4 番 3 地先まで	6.0 ～ 12.1	671.3
6 2 3 7	御開 5 号線	前	八幡西区御開一丁目 1 9 7 4 番 2 地先から 八幡西区御開一丁目 1 9 7 4 番 5 地先まで	4.0 ～ 7.4	41.7
		後	八幡西区御開一丁目 1 9 7 4 番 4 地先から 八幡西区御開一丁目 1 9 7 4 番 5 地先まで	4.0 ～ 4.1	41.6
6 5 2 2	本城 1 9 2 号 線	前	八幡西区大字本城 2 6 5 6 番 5 地先から 八幡西区大字本城 1 9 4 5 番 9 地先まで	4.0 ～ 7.5	159.8
		後	八幡西区大字本城 2 6 5 6 番 5 地先から 八幡西区大字本城 1 9 4 5 番 9 地先まで	4.0 ～ 7.5	159.8
6 9 0 2	本城 2 5 6 号 線	前	八幡西区大字本城 2 6 4 3 番 7 地先から 八幡西区大字本城 2 6 6 4 番 2 地先まで	10.0 ～ 10.9	112.9
		後	八幡西区大字本城 2 6 4 3 番 7 地先から 八幡西区大字本城 2 6 6 4 番 2 地先まで	10.5 ～ 13.6	112.0
6 9 0 3	本城 2 5 7 号 線	前	八幡西区大字本城 2 6 3 8 番 1 1 地先から 八幡西区大字本城 2 6 3 8 番 2 9 地先まで	6.0 ～ 6.3	23.2

		後	八幡西区大字本城 2 6 3 8 番 3 5 地先から 八幡西区大字本城 2 6 3 8 番 2 9 地先まで	6.0 ～ 6.3	23.0
6 9 2 2	本城 2 5 8 号 線	前	八幡西区大字本城 3 4 2 7 番 1 地先から 八幡西区大字本城 3 4 4 8 番 3 地先まで	10.1 ～ 11.8	131.4
		後	八幡西区大字本城 3 4 2 7 番 1 地先から 八幡西区大字本城 3 4 4 8 番 3 地先まで	11.0 ～ 12.4	131.5
1 2 5 5	新池 5 号線	前	戸畑区新池三丁目 5 1 0 3 番 6 地先から 戸畑区新池三丁目 5 1 0 0 番 3 地先まで	4.5 ～ 7.2	26.4
		後	戸畑区新池三丁目 5 1 0 3 番 6 地先から 戸畑区新池三丁目 5 1 0 0 番 3 地先まで	5.3 ～ 7.2	24.6
1 2 7 5	新池 2 5 号線	前	戸畑区新池三丁目 5 1 3 0 番 1 地先から 戸畑区新池三丁目 5 1 0 2 番 2 地先まで	3.9 ～ 16.7	340.8
		後	戸畑区新池三丁目 5 1 3 0 番 1 地先から 戸畑区新池三丁目 5 1 0 0 番 3 地先まで	3.9 ～ 4.1	293.5

北九州市告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和7年3月31日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
1135	青葉3号線	小倉北区青葉二丁目4番2地先から 小倉北区青葉二丁目301番地先まで
1136	青葉4号線	小倉北区青葉二丁目1番1地先から 小倉北区青葉二丁目217番1地先まで
1192	泉台4号線	小倉北区泉台一丁目2544番6地先から 小倉北区泉台一丁目816番1地先まで
1444	神岳2号線	小倉北区神岳一丁目10番79地先から 小倉北区神岳一丁目神岳歩道橋まで
1649	清水33号線	小倉北区清水五丁目2531番86地先から 小倉北区清水五丁目2530番32地先まで
1724	熊本8号線	小倉北区熊本三丁目1270番1地先から 小倉北区熊本三丁目1354番2地先まで
1725	熊本9号線	小倉北区熊本三丁目1279番7地先から 小倉北区熊本三丁目1284番3地先まで
1999	皿山町3号線	小倉北区皿山町2485番2地先から 小倉北区皿山町2551番5地先まで
2003	皿山町7号線	小倉北区皿山町1番地先から 小倉北区皿山町2569番39地先まで

2740	東港5号線	小倉北区東港二丁目4番3地先から 小倉北区東港二丁目4番13地先まで
3106	皿山町1 4号線	小倉北区皿山町1番地先から 小倉北区皿山町1948番地先まで
4505	星和台上 石田1号 線	小倉南区星和台二丁目477番766地先から 小倉南区上石田二丁目477番785地先まで
6312	上石田3 0号線	小倉南区上石田二丁目477番1091地先から 小倉南区上石田二丁目477番1087地先まで
6319	日の出町 11号線	小倉南区日の出町一丁目50番21地先から 小倉南区日の出町一丁目50番24地先まで
777	本城5号 線	八幡西区御開四丁目3964番5地先から 八幡西区本城学研台二丁目21番108地先まで
778	本城6号 線	八幡西区御開三丁目3963番5地先から 八幡西区御開三丁目3987番地先まで
779	本城7号 線	八幡西区御開一丁目2606番7地先から 八幡西区御開一丁目3490番1地先まで
2481	北鷹見町 2号線	八幡西区北鷹見町513番15地先から 八幡西区北鷹見町519番2地先まで
4935	本城65 号線	八幡西区御開四丁目3967番3地先から 八幡西区御開三丁目4010番80地先まで
4942	本城72 号線	八幡西区御開四丁目3945番18地先から 八幡西区御開四丁目3897番1地先まで
4950	本城80 号線	八幡西区大字本城3422番4地先から 八幡西区御開四丁目3610番3地先まで
4951	本城81 号線	八幡西区大字本城3452番2地先から 八幡西区大字本城2704番1地先まで

4 9 5 4	本城 8 4 号線	八幡西区御開三丁目 3 6 3 2 番 1 地先から 八幡西区御開三丁目 3 9 6 1 番 1 2 地先まで
4 9 5 6	本城 8 6 号線	八幡西区御開三丁目 3 5 9 5 番 4 地先から 八幡西区御開三丁目 3 6 2 8 番 2 地先まで
4 9 5 7	本城 8 7 号線	八幡西区御開三丁目 3 4 6 0 番 1 地先から 八幡西区御開三丁目 3 5 9 2 番 5 地先まで
4 9 6 0	本城 9 0 号線	八幡西区御開三丁目 3 4 8 5 番 1 地先から 八幡西区御開三丁目 3 4 7 5 番 1 地先まで
4 9 6 1	本城 9 1 号線	八幡西区御開三丁目 3 4 7 6 番 6 地先から 八幡西区御開三丁目 3 4 7 5 番 1 地先まで
4 9 6 2	本城 9 2 号線	八幡西区御開三丁目 3 4 7 5 番 2 地先から 八幡西区御開三丁目 3 4 7 3 番 9 地先まで
4 9 9 1	本城 1 2 1 号線	八幡西区大字本城 1 9 2 5 番 1 地先から 八幡西区大字本城 1 8 9 2 番 1 地先まで
5 0 1 1	本城 1 4 1 号線	八幡西区御開一丁目 2 6 0 4 番 1 地先から 八幡西区御開一丁目 3 4 9 3 番 4 地先まで
5 0 1 6	本城 1 4 6 号線	八幡西区御開一丁目 2 6 3 5 番 1 地先から 八幡西区御開一丁目 2 6 0 6 番 7 地先まで
5 9 4 1	本城 1 7 1 号線	八幡西区御開一丁目 2 6 0 5 番 3 地先から 八幡西区御開一丁目 2 5 6 4 番 3 地先まで
6 2 3 7	御開 5 号 線	八幡西区御開一丁目 1 9 7 4 番 4 地先から 八幡西区御開一丁目 1 9 7 4 番 5 地先まで
6 5 2 2	本城 1 9 2 号線	八幡西区大字本城 2 6 5 6 番 5 地先から 八幡西区大字本城 1 9 4 5 番 9 地先まで
6 9 0 2	本城 2 5 6 号線	八幡西区大字本城 2 6 4 3 番 7 地先から 八幡西区大字本城 2 6 6 4 番 2 地先まで
1 2 5 5	新池 5 号 線	戸畑区新池三丁目 5 1 0 3 番 6 地先から 戸畑区新池三丁目 5 1 0 0 番 3 地先まで

1 2 7 5	新池 2 5 号線	戸畑区新池三丁目 5 1 3 0 番 1 地先から 戸畑区新池三丁目 5 1 0 0 番 3 地先まで
---------	--------------	--

北九州市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立文学館における陳列品の観覧料の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月31日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
株式会社ヒューマン・クリエイト	北九州市小倉北区室町二丁目10番4号	令和7年3月12日	令和7年3月12日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

北九州市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立文学館における物品売払代金の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月31日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
株式会社ヒューマン・クリエイト	北九州市小倉北区室町二丁目10番4号	令和7年3月12日	令和7年3月12日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

北九州市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市平和のまちミュージアムにおける陳列品の観覧料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月31日

北九州市長 武内和久

施設の名 称	指定公金事務取扱者		指定公金 事務取扱 者として 指定した 日	指定公金 事務取扱 者に公金 事務を委 託した日	委託期間
	名 称	住 所			
北九州市 平和のま ちミュ ージアム	株式会社ヒ ューマン・ クリエイト 代表取締役 片山正之	北九州市小 倉北区室町 二丁目10 -4	令和7年 3月12 日	令和7年 3月12 日	令和7年4 月1日から 令和8年3 月31日ま で

北九州市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市平和のまちミュージアムにおける物品売払代金の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月31日

北九州市長 武内和久

施設の名 称	指定公金事務取扱者		指定公金 事務取扱 者として 指定した 日	指定公金 事務取扱 者に公金 事務を委 託した日	委託期間
	名 称	住 所			
北九州市 平和のま ちミュ ージアム	株式会社ヒ ューマン・ クリエイト 代表取締役 片山正之	北九州市小 倉北区室町 二丁目10 -4	令和7年 3月12 日	令和7年 3月12 日	令和7年4 月1日から 令和8年3 月31日ま で

北九州市公告第199号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により作成した北九州市立地適正化計画を変更したので、同条第24項において準用する同条第23項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月31日

北九州市長 武内和久

1 変更に係る事項

居住誘導区域

2 公表の日

令和7年3月31日

3 公表の方法

北九州市都市戦略局計画部都市計画課のホームページ（https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/079_00013.html）に掲載するとともに、同課（北九州市小倉北区城内1番1号）に備え付けて一般の縦覧に供する。

北九州市公告第200号

都市公園の区域を変更するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第14条の2の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月31日

北九州市長 武内和久

1 区域を変更する都市公園の名称、位置及び変更に係る区域

公園番号	名称	位置	区域
3083	北九州市立初音公園	北九州市戸畑区初音町11番	北九州市戸畑区初音町11番の一部

2 変更の期日

令和7年3月31日

なお、変更に係る区域を示す図面を、北九州市都市整備局河川公園部公園管理課においてこの公告の日から2週間一般の縦覧に供する。

北九州市児童相談所訓令第1号

庁中一般

北九州市児童相談所次長専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める

。

令和7年3月31日

北九州市児童相談所長 安部 聡子

北九州市児童相談所次長専決規程の一部を改正する訓令

北九州市児童相談所次長専決規程（昭和43年北九州市児童相談所訓令第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「北九州市児童相談所次長」の次に「等」を加える。

第1条中「いう。）」の次に「及び一時保護担当課長」を加える。

第2条を次のように改める。

（次長の専決事項）

第2条 次長の専決事項は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条の規定による一時保護の実施に関する事（次条に規定するものを除く。）とする。

本則に次の1条を加える。

（一時保護担当課長の専決事項）

第3条 一時保護担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

（1） 一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）第28条に規定する児童の生活支援に関する事。

（2） 法第33条の規定による児童（一時保護施設に入所している児童に限る。）の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することに関する事。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第4号

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程

北九州市上下水道局職員就業規則（昭和39年北九州市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「及び次条第1項」を「、次条第1項、第16条、第16条の2第1項及び第23条第1項」に改める。

第19条の3第2項中「無給休暇は」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第22条及び第23条を次のように改める。

（病気休暇）

第22条 病気休暇の基準は、別表第4のとおりとする。

（子育て部分休暇）

第23条 職員は、次に掲げる子の養育をする必要がある場合であって、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるときには、子育て部分休暇を受けることができる。

（1） 満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

（2） 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児である子で、満12歳に達する日後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

2 子育て部分休暇の期間は、前項各号に掲げる子の養育をするために必要と認められる期間とする。

3 子育て部分休暇は、30分単位とし、1日を通じ2時間を超えない範囲内の時間とする。

第23条の6第2項本文中「から第23条まで」を「及び第22条」に改め、同条第6項を同条第9項とし、同条第5項中「以下」を「次項において」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項の次に次の3項を加える。

5 第1項の規定により子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ子育て部分休暇を受けようとする期間（次項において「部分休暇付与期間」という。）について、管理者の承認を受けなければならない。

6 職員が前項の規定により第23条第1項第2号に掲げる子に係る部分休暇付与期間の承認を受けようとするときは、当該子に係る障害者手帳の写しその他の証明書類（以下この項において「障害者手帳の写し等」という。）を提出しなければならない。ただし、部分休暇付与期間の承認を受けた職員が当該部分休暇付与期間に引き続く部分休暇付与期間の承認を受けようとする場合において、当初の部分休暇付与期間の承認を受けた際に提出した障害者手帳の写し等の内容に変更がないと管理者が認めたときは、この限りでない。

7 育児休業法第5条及び第16条並びに育児休業条例第14条の規定は、子育て部分休暇について準用する。

別表第4中「第23条関係」を「第22条関係」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正）

2 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第28条中「第23条」を「第22条」に改める。

北九州市上下水道局管理規程第5号

北九州市上下水道局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

北九州市上下水道局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する
規程

北九州市上下水道局会計年度任用職員就業規程（令和2年北九州市上下水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、「この項及び次条第1項において」を削る。

第20条第2項中「及び特別休暇」を「、特別休暇」に、「とする」を「及び病気休暇とする」に改め、同条第3項中「、病気休暇」を削る。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第6号

北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。
。

令和7年3月31日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局事務専決規程（昭和43年北九州市水道局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1のサービスの休暇の付与の項備考の欄第3項中「介護休暇」を「子育て部分休暇、介護休暇」に改める。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第7号

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程（平成11年北九州市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第1条水道部設計課の項中「設計第一係」を「設計係」に改め、「設計第二係」及び「連携推進係」を削る。

第1条東部工事事務所水道課の項中「工務係」を「工務係
連携推進係」に改める。

第2条水道部設計課の項中「設計第一係
設計第二係」を「設計係」に改め、同条水道部設計課連携推進係の項を削り、同条東部工事事務所
西部工事事務所水道課の項に次のように加える。

連携推進係（東部工事事務所に限る。）

- (1) 広域連携に係る計画の実施に関すること。
- (2) 広域連携に係る予算の調整等に関すること（広域連携に係る計画の実施に関するものに限る。）。
- (3) 水道事業（広域連携に係る計画の実施に関するものに限る。）に係る補助金申請の総括に関すること。
- (4) 水道施設整備改良工事の設計及び施工に関すること（広域連携に係る計画の実施に関するものに限る。）。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局公告第37号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年3月31日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

- 1 特定役務の名称及び数量
日明浄化センター他32施設電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局下水道部施設課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年1月30日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社北九州パワー
北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
- 5 落札金額
5億6,912万2,558円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和6年12月13日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市交通局管理規程第 1 号

北九州市交通局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市交通局長 白 石 基

北九州市交通局事務専決規程の一部を改正する規程

北九州市交通局事務専決規程（昭和 3 8 年北九州市交通局管理規程第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 のサービスの休暇の付与の項備考の欄第 3 項中「介護休暇」を「子育て部分休暇、介護休暇」に改める。

付 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市交通局管理規程第 2 号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

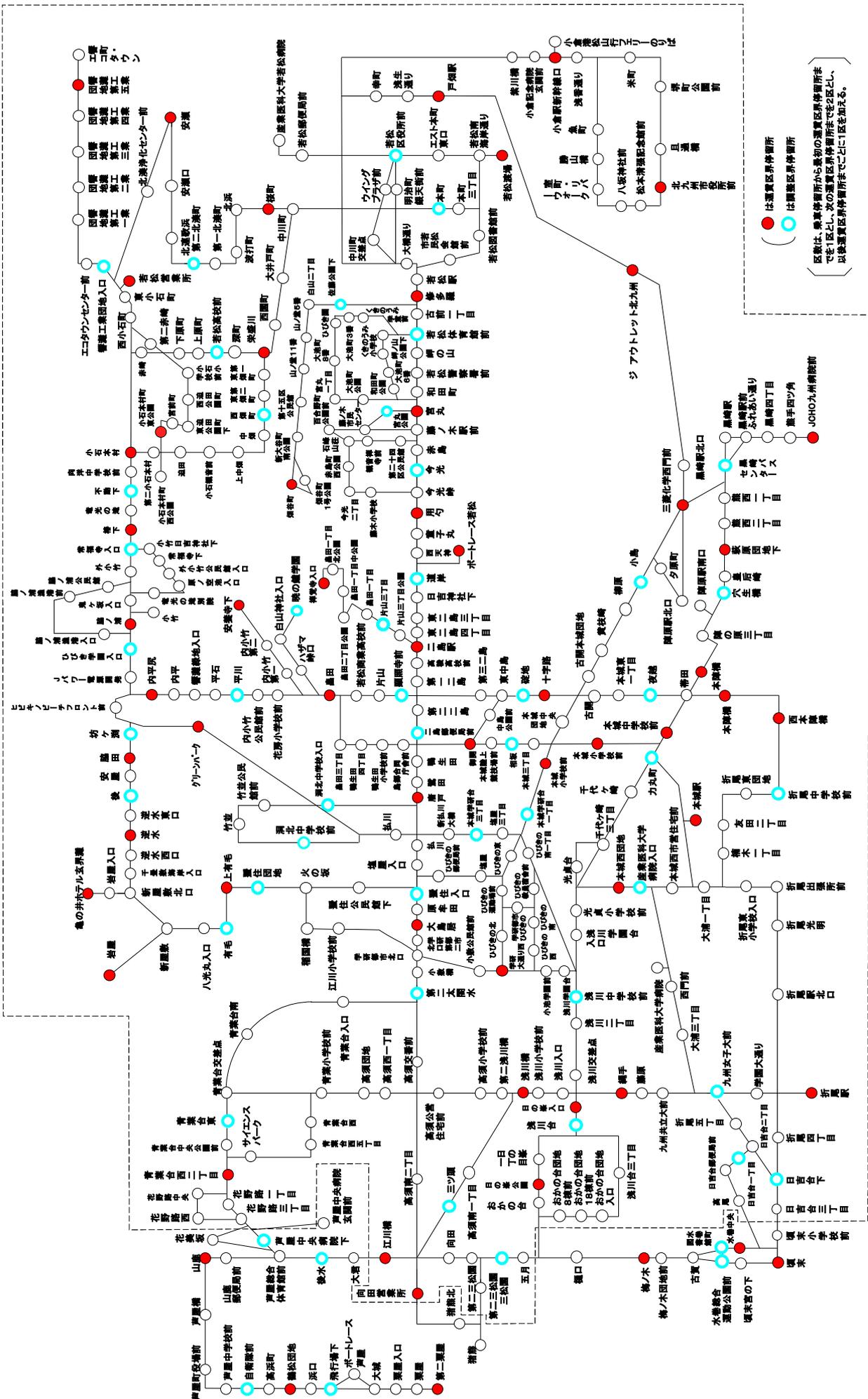
北九州市交通局長 白 石 基

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

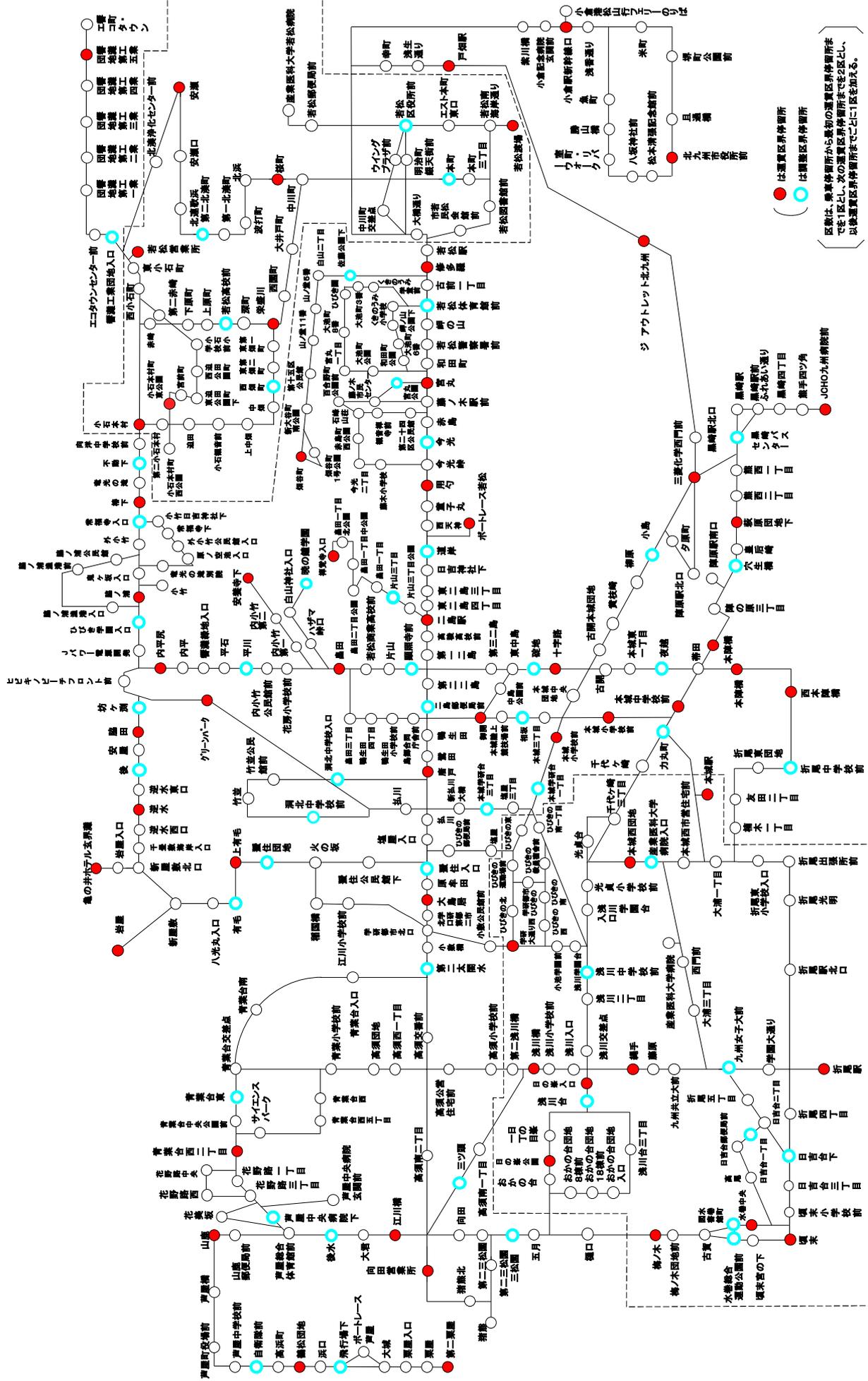
北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（昭和 3 9 年北九州市交通局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1、別表第 3 及び別表第 3 の 2 を次のように改める。

別表第3 (第14条の2関係)



別表第3の2 (第14条の3関係)



付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（以下「旧規程」という。）の規定により発行された乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、改正後の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の規定により発行されたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、旧規程の規定により発行された乗車券の取扱いについては、別に管理者が定める。

北九州市交通局管理規程第3号

北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

北九州市交通局長 白石 基

北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程

北九州市交通局就業規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第43条の3第1項本文中「子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童又は同条第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。次項、次条第1項、第49条の2第1項、第50条第1項及び第57条第1項において同じ。）」を加える。

第49条の2第1項中「3歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童又は同条第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下この項及び次条第1項において同じ。）」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第53条第2項中「無給休暇は」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第57条から第59条までを次のように改める。

（子育て部分休暇）

第57条 職員は、次に掲げる子の養育をする必要がある場合であって、1日

の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるときには、子育て部分休暇を受けることができる。

(1) 満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児である子で、満12歳に達する日後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

2 子育て部分休暇の期間は、前項各号に掲げる子の養育をするために必要と認められる期間とする。

3 子育て部分休暇は、30分単位とし、1日を通じ2時間を超えない範囲内の時間とする。

第58条及び第59条 削除

第87条から第96条までを次のように改める。

(懲戒)

第87条 職員の懲戒については、北九州市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和38年北九州市条例第19号）の定めるところによるほか、職員の懲戒の手續及び効果に関する規則（昭和38年北九州市人事委員会規則第13号）の規定の例による。

第88条から第96条まで 削除

第4号様式中「病気休暇」の次に「・子育て部分休暇」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、なお当分の間これを取り繕って使用することができる。

北九州市交通局管理規程第4号

北九州市交通局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

北九州市交通局長 白石 基

北九州市交通局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程

北九州市交通局会計年度任用職員就業規程（令和2年北九州市交通局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項本文中「子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び同条第1号に規定する養育里親である会計年度任用職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない会計年度任用職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下同じ。））」を加える。

第37条第1項中「3歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び同条第1号に規定する養育里親である会計年度任用職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない会計年度任用職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下この項及び次条第1項において同じ。））」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第39条第2項中「及び特別休暇」を「、特別休暇」に、「とする」を「及び病気休暇とする」に改め、同条第3項中「、病気休暇」を削る。

第56条から第58条までを次のように改める。

(懲戒)

第56条 懲戒については、北九州市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和38年北九州市条例第19号）の定めるところによるほか、職員の懲戒の手續及び効果に関する規則（昭和38年北九州市人事委員会規則第13号）の規定の例による。

第57条及び第58条 削除

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市交通局管理規程第5号

北九州市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

北九州市交通局長 白石 基

北九州市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程

北九州市交通局事務分掌規程（昭和38年北九州市交通局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

第2条営業推進課の項中「営業推進課」を「運輸サービス課」に、「施設整備係」を「整備係」に改める。

第3条営業推進課の項中「営業推進課」を「運輸サービス課」に、「施設整備係」を「整備係」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（北九州市交通局統計事務規程の一部改正）

2 北九州市交通局統計事務規程（昭和38年北九州市交通局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「営業推進課長」を「運輸サービス課長」に改める。

（北九州市交通局事務専決規程の一部改正）

3 北九州市交通局事務専決規程（昭和38年北九州市交通局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

第3条営業推進課長専決事項の項中「営業推進課長専決事項」を「運輸サービス課長専決事項」に改め、同項第1号中「営業推進課長」を「運輸サービス課長」に改める。

別表第2の（1） 支出負担行為に関する事。の事故賠償費の執行の項中「営業推進課長」を「運輸サービス課長」に改める。

（北九州市交通局自動車運行管理規程の一部改正）

4 北九州市交通局自動車運行管理規程（昭和38年北九州市交通局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中「営業推進課長」を「運輸サービス課長」に改める。

第4条中「営業推進課長」を「運輸サービス課長」に、「したがい」を「従い」に改める。

第7条第1項中「営業推進課」を「運輸サービス課」に改める。

第10条中「営業推進課長」を「運輸サービス課長」に改める。

（北九州市交通局就業規程の一部改正）

5 北九州市交通局就業規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「営業推進課長」を「運輸サービス課長」に改める。

別表第1の営業推進課の項中「営業推進課」を「運輸サービス課」に、「施設整備係」を「整備係」に改める。

（北九州市交通局自動車整備管理規程の一部改正）

6 北九州市交通局自動車整備管理規程（昭和41年北九州市交通局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第6条第5号ア中「営業推進課長」を「運輸サービス課長」に改める。

（北九州市交通局会計規程の一部改正）

7 北九州市交通局会計規程（昭和43年北九州市交通局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「営業推進課長」を「運輸サービス課長」に改め、同条第3項中「営業推進課長」を「運輸サービス課長」に、「営業推進課企業出納員」を「運輸サービス課企業出納員」に改め、同条第4項中「営業推進課企業出納員」を「運輸サービス課企業出納員」に改める。

第4条第4号及び第7号並びに第6条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「営業推進課企業出納員」を「運輸サービス課企業出納員」に改める。

第15条第1項第2号中「営業推進課長」を「運輸サービス課長」に改める。

第22条、第23条第1項、第30条第1項及び第2項、第34条各号列記以外の部分並びに第36条本文中「営業推進課企業出納員」を「運輸サービス課企業出納員」に改める。

第48条第2項第2号中「営業推進課」を「運輸サービス課」に改める。

第73条、第77条第1項、第78条第1項、第79条、第80条本文、第82条第1項及び第2項、第83条並びに第84条第2項中「営業推進課企業出納員」を「運輸サービス課企業出納員」に改める。

第85条中「営業推進課長」を「運輸サービス課長」に改める。

第86条、第87条第1項、第90条、第91条第2項、第122条第2項、第127条の2及び第150条中「営業推進課企業出納員」を「運輸サービス課企業出納員」に改める。

別表第1中

営業推進課企業出納員	営業推進課運輸サービス係長	を
------------	---------------	---

運輸サービス課企業出納員	運輸サービス課運輸サービス係長	に
--------------	-----------------	---

改める。

別表第2中

北九州市 交通局営 業推進課 企業出納 員印	れ い 書	方 20	北九州市交通 局営業推進課 企業出納員印	営業推進課 企業出納員 の権限に属 する公文書 用	交通局営業推 進課	を
------------------------------------	-------------	---------	----------------------------	---------------------------------------	--------------	---

北九州市 交通局運 輸サービ ス課企業 出納員印	れ い 書	方 20	北九州市交通局 運輸サービス課 企業出納員印	運輸サービ ス課企業出 納員の権限 に属する公 文書用	交通局運輸サ ービス課	に、
--------------------------------------	-------------	---------	------------------------------	---	----------------	----

交通局 総務経営課 営業推進課 若松営業所 向田営業所 N C 若松商連案内 所 折尾駅前案内所 二島案内所	を	交通局 総務経営課 運輸サービス課 若松営業所 向田営業所 N C 若松商連案内 所 折尾駅前案内所 二島案内所	に
--	---	--	---

改める。

(北九州市交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部改正)

8 北九州市交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程（昭和48年北九州市交通局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表の出納取扱金融機関の項及び収納取扱金融機関の項中「営業推進課企業出納員」を「運輸サービス課企業出納員」に改める。

（北九州市交通局庁内管理規程の一部改正）

9 北九州市交通局庁内管理規程（昭和50年北九州市交通局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「営業推進課長」を「運輸サービス課長」に改める。

北九州市公営競技局管理規程第2号

北九州市公営競技局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

北九州市公営競技局長 春日 伸一

北九州市公営競技局職員就業規程の一部を改正する規程

北九州市公営競技局職員就業規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、「この項及び次条第1項において」を削る。

第19条第2項中「第33条」を「第30条第7項及び第33条」に改める。

第21条第2項中「無給休暇は」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第25条の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第25条の2 職員は、次に掲げる子の養育をする必要がある場合であって、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるときには、子育て部分休暇を受けることができる。

（1） 満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

（2） 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児である子で、満12歳に達する日後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

2 子育て部分休暇の期間は、前項各号に掲げる子の養育をするために必要と認められる期間とする。

3 子育て部分休暇は、30分単位とし、1日を通じ2時間を超えない範囲内の時間とする。

第30条中第6項を第9項とし、第5項を第8項とし、第4項の次に次の3項を加える。

5 第1項の規定により子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ子育て部分休暇を受けようとする期間（次項において「部分休暇付与期間」という。）について、公営競技局長の承認を受けなければならない。

6 職員が前項の規定により第25条の2第1項第2号に掲げる子に係る部分休暇付与期間の承認を受けようとするときは、当該子に係る障害者手帳の写しその他の証明書類（以下この項において「障害者手帳の写し等」という。）

)を提出しなければならない。ただし、部分休暇付与期間の承認を受けた職員が当該部分休暇付与期間に引き続く部分休暇付与期間の承認を受けようとする場合において、当初の部分休暇付与期間の承認を受けた際に提出した障害者手帳の写し等の内容に変更がないと公営競技局長が認めたときは、この限りでない。

7 育児休業法第5条及び第16条並びに育児休業条例第14条の規定は、子育て部分休暇について準用する。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第3号

北九州市公営競技局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

北九州市公営競技局長 春日 伸一

北九州市公営競技局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する
規程

北九州市公営競技局会計年度任用職員就業規程（令和2年北九州市公営競技局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、「この項及び次条第1項において」を削る。

第20条第2項中「及び特別休暇」を「、特別休暇」に、「とする」を「及び病気休暇とする」に改め、同条第3項中「、病気休暇」を削る。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市人事委員会委員長 高 橋 直 人

北九州市人事委員会規則第 4 号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する等の規則

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第 1 条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和 3 8 年北九州市人事委員会規則第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 2 項各号列記以外の部分中「、措置の要求を行なう職員(以下「要求者」という。)が記名押印して」を削り、同項第 1 号中「要求者」を「措置の要求を行う職員(以下「要求者」という。)」に、「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同項第 4 号中「または」を「又は」に、「すでに」を「既に」に改め、「管理し」の次に「、及び」を加え、「および」を「及び」に、「行なつた」を「行った」に改める。

(北九州市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 北九州市職員の給与に関する条例施行規則(昭和 4 1 年北九州市人事委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日受付

扶 養 親 族 届			提出年月日	年 月 日
局 区	部	課	職員番号	氏 名
			補 職	
配偶者	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 市職員 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 無	※配偶者が市職員の場合に記入すること。 (所属) (職員番号) (氏名)

現在の扶養親族		
続柄	扶養親族氏名	生年月日

今回届出をする扶養親族				
続柄	フリガナ 扶養親族氏名	生年月日	同居 の別 別居	収入の種類及び年収額
			同 別	
			同 別	
			同 別	
			同 別	
			同 別	

【新規又は増加に伴う申立て】

今回届出をする扶養親族に関しては、私が主たる扶養者であり、当該扶養親族に係る扶養手当、家族手当等を他の者が受給していないことを申し立てます。

なお、扶養手当を受給している間に、被扶養者の再就職、雇用保険の受給、収入状況の変更、扶養者の変更等により扶養手当の受給要件を欠くこととなった場合その他扶養親族届の届出を行うべき事実が生じた場合は、速やかに所要の届出を行います。

氏 名
※「主たる扶養者」とは、通常その世帯の構成員のうち最も収入が多く、その扶養親族を世帯において中心的に扶養している者をいう。

届出の理由	新規又は増加	<input type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離職 <input type="checkbox"/> 扶養者変更 <input type="checkbox"/> 収入減 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給終了 <input type="checkbox"/> 満60歳以上 <input type="checkbox"/> その他 ()
	減少	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 扶養者変更 <input type="checkbox"/> 収入増 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給開始 <input type="checkbox"/> その他 ()
		事実発生日 年 月 日 事実発生日 年 月 日

- 記入上の注意
- 1 太枠内のみ記入すること。
 - 2 「収入の種類及び年収額」欄には、将来1年間の給与収入、事業収入、年金、失業等給付金その他の収入があればこれを見積もり、収入の種類ごとにその年収額を記入すること。
 - 3 「届出の理由」欄には、この届を行う理由についてレ印を付し、それらの事実発生日について記入すること。

扶養親族	年 月 から							
	人員	決定額	人員	決定額	人員	決定額	人員	決定額
配偶者	人	円	人	円	人	円	人	円
15歳未満の子								
15歳以上22歳未満の子								
父母等								
合計								

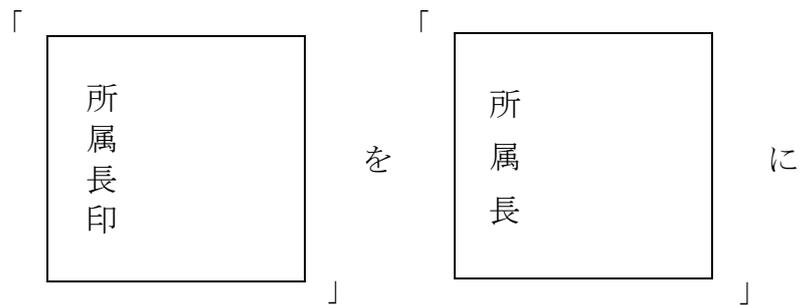
摘 要

<追給又は戻入 有 無>
 <児童手当関係届 有 無>

給 与 担当課	係	係長	上記のとおり決定する。	電算入力済 <input type="checkbox"/>
			給与担当課長	追戻処理済 <input type="checkbox"/>

(日本産業規格A4)

第3号様式（表）中「係長印」を「係長」に、「命令印」を「命令」に、「確認印」を「確認」に改め、同様式（裏）中



改める。

（通勤手当に関する規則の一部改正）

第3条 通勤手当に関する規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式を次のように改める。

様式（第3条関係）

通 勤 届

年 月 日受付

所属長確認		届出の理由が生じた日 年 月 日		提出年月日 年 月 日			
定期券等必ず確認すること。	所 属	局 区 認 係		届出の理由(該当箇所はレ印) <input type="checkbox"/> 新規(採用等) <input type="checkbox"/> 異動等に伴う通勤経路又は通勤方法の変更 (年 月 日付) <input type="checkbox"/> 住居の変更(住居届の提出 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 <input type="checkbox"/> その他(休職・有休・長期休暇等からの復帰等)			
	勤 務 地						
	職員番号	氏名					
住 居	職 種		勤 務 形 態	<input type="checkbox"/> 交替勤務制 <input type="checkbox"/> 定年前再任用短時間勤務 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務			
勤 務 日 数		<input type="checkbox"/> 通()日勤務 <input type="checkbox"/> 月当たり()回 ※1通8休職場の場合は記入不要					
順路	通勤方法の別	区 間	自 動 車 等 使 用 の 場 合	距離 (片道)	所要時間	使用している定期券等の種類	額
1		住 居 から	<input type="checkbox"/> 自 車 運 転 <input type="checkbox"/> 自 車 運 転 併 用	・ km	分		円
2		から(乗換地:)	<input type="checkbox"/> 自 車 運 転 <input type="checkbox"/> 自 車 運 転 併 用	・ km	分		円
3		から(乗換地:)	<input type="checkbox"/> 自 車 運 転 <input type="checkbox"/> 自 車 運 転 併 用	・ km	分		円
4		から(乗換地:)	<input type="checkbox"/> 自 車 運 転 <input type="checkbox"/> 自 車 運 転 併 用	・ km	分		円
5		から(乗換地:)	<input type="checkbox"/> 自 車 運 転 <input type="checkbox"/> 自 車 運 転 併 用	・ km	分		円
車 種 等 (自動車等使用の場合)		<input type="checkbox"/> 普通車 <input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 自動二輪等 排気量(cc)			給与取扱処理欄 <返納・追給・戻入、 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無>		
異 動 ・ 変 更 に 伴 う 返 納 方 法		原則として給与からの一括控除になります。 ※納付書納付、分割納付等を希望の場合は、給与課まで連絡をお願いします。					
【連絡欄】							

順路	通勤方法の別	区 間	距離 (片道)	定期券等の別 運賃等の算出基礎	認定額	認定年月	1箇月当たりの 運賃等相当額	年 月	開始年月	処理欄
<input type="checkbox"/>		()	・ km	1・3・6・カ・回	円		円		年 月	
改正		()	・ km	1・3・6・カ・回	円		円		年 月	
<input type="checkbox"/>		()	・ km	1・3・6・カ・回	円		円		年 月	
改正		()	・ km	1・3・6・カ・回	円		円		年 月	
<input type="checkbox"/>		()	・ km	1・3・6・カ・回	円		円		年 月	
改正		()	・ km	1・3・6・カ・回	円		円		年 月	
<input type="checkbox"/>		()	・ km	1・3・6・カ・回	円		円		年 月	
改正		()	・ km	1・3・6・カ・回	円		円		年 月	
支給上限到達者	55,000円×	月= 円	年 月	1箇月当たりの運賃等相当額の合計額			円		年 月	
	55,000円×	月= 円	年 月				円		年 月	
			夜 間 看 護 加 算 の 距 離	・ km			円		年 月	

摘要				
給 与 担 当 課	係	係長	上記のとおり決定する。 給与担当課長	電算入力済 <input type="checkbox"/> 追戻処理済 <input type="checkbox"/>

(日本産農規格A4)

(住居手当に関する規則の一部改正)

第4条 住居手当に関する規則(昭和46年北九州市人事委員会規則第9号)
の一部を次のように改正する。

様式を次のように改める。

様式（第5条関係）

住 居 届			年 月 日受付
	局 区	部 課	職員番号 氏名
配偶者 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 市職員 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 無	※ 配偶者が市職員の場合に記入すること。 (所属) (職員番号) (氏名)
住居手当の受給状況 <input type="checkbox"/> 受給無 <input type="checkbox"/> 受給有 受給に係る住宅の所在地 _____ _____		今回届出をする住宅 住宅の所在地 <div style="text-align: right;">入居年月日 年 月 日</div>	
届出の理由 新規 又は 変更 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 家賃額の改定 <input type="checkbox"/> 転居(通勤届の提出 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 契約の変更 <input type="checkbox"/> その他() 事実発生日 年 月 日		区分 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 単身赴任手当受給者の配偶者等 種類 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 借間等() 契約 <div style="text-align: center;">年 月 日</div>	
		所有者 氏名 親族であるときの続柄() 住所 	
支給 の 終了 <input type="checkbox"/> 転居(通勤届の提出 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 契約の変更 <input type="checkbox"/> その他() 事実発生日 年 月 日		貸主 氏名 親族であるときの続柄() 住所	
		借主 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 氏名() 続柄() 共同名義人が <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる 氏名() 続柄()	
		家賃等 月額 円 ※共益費及び駐車場代を含めないこと。 ※上記家賃等の額には、 <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。 <input type="checkbox"/> 店舗部分の借料が含まれている。	

記入上の注意

- 1 太枠内のみ記入すること。
- 2 「届出の理由」欄には、住居届の主な理由の一つについてレ印を付すること。
- 3 「区分」欄には、居住者の別について、本人又は単身赴任手当受給者の配偶者等のいずれかにレ印を付すること。
- 4 「借主」欄には、本人又は扶養親族のいずれかにレ印を付するとともに、共同名義人の有無についてもレ印を付すること。
- 5 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費、店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、電気代、ガス代、水道代、食費等又は店舗部分の借料が含まれている場合で家賃に相当する額の算出が困難なときは、電気代、ガス代、水道代、食費等又は店舗部分の借料を含めた額を記入して差し支えない。なお、この場合には、※印欄にレ印を付すること。
- 6 本人の居住する借家・借間等と、単身赴任手当受給者で配偶者等の居住する借家・借間等の双方について届出をする者は、本人用と配偶者等用をそれぞれ提出すること。

摘 要 < 追給・戻入 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 >	年 月から		年 月から	
	家賃額	決定額	家賃額	決定額
	円	円	円	円
給 与 担 当 課	係	係長	上記のとおり決定する。 給与担当課長	電算入力済 <input type="radio"/> 追戻処理済 <input type="radio"/>

(日本産業規格A4)

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第5条 単身赴任手当に関する規則(平成2年北九州市人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式(表)中「所属長認印」を「所属長」に改め、「㊟」を削り、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

(1) 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区	間	距離	順路	通勤方法の別	区	間	距離
1		住居から	(經由) まで	・ km	4		から	(經由) まで	・ km
2		から	(經由) まで	・ km	5		から	(經由) まで	・ km
3		から	(經由) まで	・ km			計		・ km

(2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区	間	距離	順路	通勤方法の別	区	間	距離
1		住居から	(經由) まで	・ km	4		から	(經由) まで	・ km
2		から	(經由) まで	・ km	5		から	(經由) まで	・ km
3		から	(經由) まで	・ km			計		・ km

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	交通方法の別	区	間	距離	順路	交通方法の別	区	間	距離
1		住居から	(經由) まで	・ km	4		から	(經由) まで	・ km
2		から	(經由) まで	・ km	5		から	(經由) まで	・ km
3		から	(經由) まで	・ km			計		・ km

(注)1 太枠内のみ記入すること。

- 「届出の理由」欄には、該当する理由の□にレ印を付し、(新規の場合には「新規」のみにレ印を付す。)、その他に該当する場合は内容を()内に記入する。
- 「届出の理由」欄中「異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 配偶者のない者においては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 届出の理由の「新規」以外に該当する場合は「異動直前の居住状況等」は記入を要しない。
- 「異動直前の居住状況等」及び「現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった公署を異にする異動をいう。

- 在勤する公署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 職員以外の地方公務員、国家公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けるとなつた者にあつては「異動」とあるのを「適用」と、定年前再任用された者にあつては「異動」とあるのを「定年前再任用」と読み替えて記入する。
- 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 「通勤(交通)方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、○線等の別を記入する。
- 別居後に配偶者を欠くこととなつた場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。

(北九州市人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第6条 北九州市人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年北九州市人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項各号列記以外の部分及び同条第3項各号列記以外の部分中「、主宰者がこれに記名押印し」を削り、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 主宰者の職名及び氏名

第16条第1項各号列記以外の部分中「、これに記名押印し」を削る。

(職員団体の登録等に関する規則の一部改正)

第7条 職員団体の登録等に関する規則(平成7年北九州市人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第8号様式までの規定中「印」を削る。

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第8条 不利益処分についての審査請求に関する規則(平成9年北九州市人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「、審査請求人が記名押印し」を削る。

第40条第2項及び第44条第3項中「押印」を削る。

第57条第4項各号列記以外の部分中「、再審を請求する者(以下「再審請求者」という。)が記名押印し」を削り、同項第1号及び第2号中「再審請求者」を「再審を請求する者」に改める。

(北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第9条 北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成14年北九州市人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「に記名押印して、」を「を」に改める。

(北九州市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第10条 北九州市職員の退職管理に関する規則(平成28年北九州市人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第19条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を削る。

第1号様式(1枚目)及び第2号様式中「㊟」を削る。

(北九州市人事委員会規則に規定する届出書等の押印の特例に関する規則の

廃止)

第 1 1 条 北九州市人事委員会規則に規定する届出書等の押印の特例に関する規則（令和 2 年北九州市人事委員会規則第 7 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

北九州市職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北九州市人事委員会委員長 高橋直人

北九州市人事委員会規則第5号

北九州市職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(北九州市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 北九州市職員の給与に関する条例施行規則(昭和41年北九州市人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加える。

第10条の2第2号中「100分の10」を「100分の8」に改める。

第22条の2の前の見出し、同条及び第22条の3を削り、第22条の4を第22条の2とする。

付則に次の3項を加える。

(令和6年改正条例付則第8項及び第9項の規定が適用される間の読替え)

12 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間は、第6条中「条例第13条第1項」とあるのは、「北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年北九州市条例第42号。以下「令和6年改正条例」という。)付則第8項及び第9項の規定により読み替えられた条例第13条第1項」とする。

(行政職給料表の6級以上の職員に相当する者)

13 令和6年改正条例付則第9項の規定により読み替えられた条例第12条第1項に規定する人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

(2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

(3) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの

(地域手当に関する特例措置)

14 当分の間、第10条の2第2号の規定の適用については、同号中「100分の8」とあるのは、「100分の9」とする。

(住居手当に関する規則の一部改正)

第2条 住居手当に関する規則(昭和46年北九州市人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「条例第12条に規定する扶養親族で条例第13条第1項の規定による届出がされている者に限る。」を「職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第12条第2項に規定する扶養親族をいう。」に改め、「(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)」を削る。

第4条中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、「同規則第5条第3項第3号」を「同項第3号」に改め、「移転(」の次に「新たに給料表の適用を受けることとなった者又は」を加え、「又は同条第1項」を「若しくは同条第1項」に改める。

第8条第1項本文中「欠くに至った日」の次に「(人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日)」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する規則(昭和63年北九州市人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員(以下「所在国勤務の外務公務員」という。)であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。)の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。)」を削り、「所在国勤務の外務公務員である」を「派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員である」に、「外務公務員給与法の」を「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)の」に改める。

付則に次の1項を加える。

(令和9年3月31日までの間における外務公務員であるとした場合に配

偶者手当が支給されることとなる職員の扶養手当に関する経過措置)

- 5 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間は、第3条第1項中「及び扶養手当」とあるのは、「及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。））」と、「派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員」とあるのは、「所在国勤務の外務公務員」と、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）」とあるのは、「外務公務員給与法」とする。

（単身赴任手当に関する規則の一部改正）

- 第4条 単身赴任手当に関する規則（平成2年北九州市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（適用除外職員）

- 第1条の2 条例第15条の2第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（1） 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）第2条第1号に規定する教職員から引き続き給料表の適用を受ける職員（新たに給料表の適用を受ける日の前日において単身赴任手当の支給を受けていた職員で同日から引き続き同一の給料表の適用を受けるとした場合に当該単身赴任手当の支給を受けることとなる職員を除く。）となった者

（2） 前号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が定める職員
第2条第1号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が」に改める。

第5条第3項第1号を次のように改める。

（1） 削除

第5条第3項第7号中「又は定年前再任用をされたこと」を削り、「適用又は定年前再任用」を「適用」に改める。

第9条第1項本文中「欠くに至った日」の次に「（人事委員会が定める場

合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日
)」を加える。

様式（裏）中「と、定年前再任用された者にあつては「異動」とあるのを
「定年前再任用」」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを取り
繕って使用することができる。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市人事委員会委員長 高 橋 直 人

北九州市人事委員会規則第 6 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例施行規則（平成 2 9 年北九州市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「1 0 0 分の 1 0」を「1 0 0 分の 8」に改める。

付則第 4 項の次に次の 1 項を加える。

（地域手当に関する特例措置）

5 当分の間、第 4 条第 2 号の規定の適用については、同号中「1 0 0 分の 8」とあるのは、「1 0 0 分の 9」とする。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和6年	第5734号	26	指定管理者 に指定した 者の住所	東京都文京 区大塚三丁 目1番1号	東京都文京 区大塚三丁 目1番6号